

パレスチナ/イスラエル 一国家案の再考： 国家像をめぐる議論の展開とシティズンシッ プ

Nishikida, Aiko / 錦田, 愛子

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / 経済志林

(巻 / Volume)

79

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

39

(終了ページ / End Page)

63

(発行年 / Year)

2012-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007790>

パレスチナ／イスラエル 一国家案の再考

～国家像をめぐる議論の展開とシティズンシップ～

錦 田 愛 子

はじめに

イスラエルとパレスチナの紛争は、武力衝突と軍事占領の歴史にとどまらない。むしろ一時的な占領が、政治と法を用いて制度化されていく過程として理解する必要がある。強者の側が国内立法によって占領による支配を合法化し、土地と人の管理を平時のプロセスとして画定していくという方法は、建国後60年の間にイスラエルにより継続的に取られてきた。それは現在も、西岸地区の各地で進む入植地の拡大という行為の中に見て取ることができる。だが土地の接収を既成事実化として追認するのは、それに続く政治交渉の過程である。言い換えるなら、紛争解決のために提案される国家像や、具体的な解決案の方向性は、占領の制度化の最終的な鍵を握っていると考えられるのだ。

こうした視点から振り返るならば、オスロ合意（1993年）以降の中東和平交渉は、和平という名とは裏腹に、イスラエルとパレスチナの間の方の不均衡を維持したまま占領の制度的固定化を図る政治過程だったとみることができる。これをいち早く見抜いた知識人の一部は、エドワード・サイードをはじめとしてオスロ合意を痛烈に批判した（サイード、バーサミアン 2005; サイード 2008）。だが一般には、オスロ合意が導いたイスラエルとパレスチナの直接対話による交渉の開始には、歓迎の機運が強かったと

いえよう。国際社会は中東和平交渉の開始以降、パレスチナに対して積極的に支援を行い、自治区住民の生活水準の改善と紛争当事者間の対話を促した。

オスロ合意以降の和平交渉がその後に及ぼした影響として、本稿で特に取り上げたいのは、方針としての二国家解決案（Two state solution）の確立である。二国家解決案は、イスラエルとパレスチナという二つの国家をそれぞれ独立に並列して成立させるという方針である。ウィルソン以降の民族自決の原則、ユダヤ国家を掲げるシオニズムの主張、また独立国家の樹立を悲願としてきたパレスチナ側の主権の要求という点からは、この解決案は選択肢として不可避かつ理想的なもののように思われる。実際にオスロ合意以降、イスラエルとパレスチナの達成すべき将来的な国家像としては、これ以外の案は議論から排除され、交渉の選択肢として挙がることはなくなった。だがその結果、難民の帰還権をはじめとする多くの論点は交渉の余地を失い、問題解決への道が閉ざされることとなった。

和平交渉の行き詰まりを受けて勃発した第二次インティファダ（2000年）以後、識者の間ではこうした硬直性への疑義が呈され、二国家解決案以外の国家像が盛んに議論に上ようになってきている。これらは必ずしも和平交渉案に直結するものではない。だが、政治哲学者のヤングが指摘するように「理想はときに、政治的想像力をこれまで考えられてこなかった仮説に向けさせ、既存の事実から批判的に距離を取るのを可能にさせることによって、思想と行動を導くことがある」（Young 2005: 150）。交渉が停滞したときにこそ、全体像の中に現在の和平案の方向性を位置づけ、見直すことが意味をもつと考えられる。本稿ではこうした立場から、イスラエルおよびパレスチナをめぐる国家像について、これまで展開されてきた議論を整理し、そのうえで最近のとりわけ一国家案をめぐる議論の動向について考察を試みたい。

1. イスラエルおよびパレスチナの国家像：概要

イスラエルとパレスチナの間で成立が目指されてきた最終的な国家のあり方としては、大別して3つの方向性を上げることができる。1) 二国家(解決)案, 2) 一国家案, 3) 連邦・連合案である。以下ではこれらについて、包括的なまとめがされたヘルツリア会議の資料をもとに概述する(Shumuel 2004)¹⁾。

(1) 二国家案 ～中東和平交渉における既定路線

二国家案とは、イスラエルがヨルダン川西岸地区およびガザ地区から撤退し、ヨルダン川の西側の地域をイスラエルおよびパレスチナの2つの地域に分割して国家を樹立する考え方である。この案においてはイスラエルとパレスチナの統治領域が相互に分離され、それぞれが独立国家を形成することが主眼となっている。

二国家案は既述の通り、オスロ合意以降の和平交渉の中で主に議論の対象とされてきた考え方であり、2000年12月まで続いた交渉(キャンプ・デービッドII, タバ交渉, クリントン・パラメーター)および2003年のロード・マップ以降の交渉努力はこれに基づいている。また2002年にサウジアラビアを中心にまとめられたアラブ連合の和平提案もこれに沿った形になっている。加えて、2002年にアミ・アヤロンおよびサーリー・ヌサイバが提示した和平案(People's Voice), また2003年にヨッシ・ベイリンおよびヤーセル・アベド・ラッボが提示した和平案(ジュネーブ合意)なども、ここに分類することができる。

イスラエルとパレスチナの両国家間で境界線を画定することが求められ

1) ヘルツリア会議とは、IPS (Institute for Policy and Strategy) が開催する年次集会である。IPSはイスラエルの政策と戦略上の意思決定の向上を促すことを目的とし、外交、防衛、戦略などについて分析を行い、実務者を巻き込んだ会議やシンポジウムを開催している(IPS2004)。

るため、この案においては、入植地や、ゴラン高原を含めた1967年戦争での占領地、エルサレムの帰属などについて明確な合意が必要とされる。各案ではこれらの点について、様々な提案がなされている。基軸となるのは1967年戦争以前の停戦ライン（グリーン・ライン）だが、これを前提とするか否かについては判断が分かれ、さらに現在の居住・管理状況を反映した領土の交換を含めて案が構成されている。

現在のイスラエルおよびパレスチナ双方のいわゆる和平派が両方参画して構成されている活動・提言組織²⁾の多くは、この二国家案を基本においている。だがジュネーブ合意で言及されたパレスチナ難民についての扱いが、一方で帰還権の放棄としてパレスチナ側の猛反発を招きながら、他方ではイスラエルのなかでなし崩し的な難民の受け入れに対する懸念を招いたように（池田 2004: 52）、両者を結ぶ二国家案の具体的中身については曖昧な部分も多い。議論の場を共有することはできても、結論に対しては同床異夢である傾向は残るといえよう³⁾。またイスラエル国内のマイノリティであるパレスチナ系住民（イスラエル・アラブ）⁴⁾の権利とアイデンティティをめぐる問題や、1948年戦争（第一次中東戦争）における占領地出身のパレスチナ難民の帰還権を含め、二国家案では解決が難しい課題は多い。

二国家案は、シオニズムによる「ユダヤ教徒が多数派を占める国家」という前提に抵触せず、かつパレスチナ自治政府にとっても独立国家の樹立を勝ち取るという意味で魅力的であり、今後も中東和平交渉における基本

2) 一例として、IPCRI (Israel Palestine Center for Research and Information), Heskem/Palestinian Peace Coalition, The Palestine-Israel Journalを発行している Middle East Publicationsなど。

3) こうした傾向は上記のThe Palestine-Israel Journalに寄せられた原稿間の主張の食い違いからも伺うことができる。

4) 1948年戦争（第一次中東戦争）以後も居住地に残り、結果的にイスラエル国籍を取得することになったパレスチナ人を、イスラエル社会では「イスラエル・アラブ」と呼ぶ。彼らのアイデンティティは、イスラエル社会とパレスチナへの帰属の間で揺れ動き、近年では「イスラエル・パレスチナ」といった自称も生まれている。本稿では主に他称として用いられることの多い「イスラエル・アラブ」を「 」付きで使用する。

路線としての地位を譲ることはないだろう。しかしそれは、同時に上記のような限界を伴っているという点には留意が必要である。

(2) 一国家案 ～理想か現実か、二民族共生への志向

一国家案 (One State Solution) とは、ヨルダン川の西側の地域 (旧英国委任統治領パレスチナ) において、イスラエル・ユダヤとパレスチナ・アラブの双方が構成員となる単一の国家を形成するという考え方である。基本的な要素として、シティズンシップ (市民権) とナショナリティ (民族性) との区別、またシティズンシップと居住権 (residency) との区別などが前提とされ、それをいかに国家として体制に組み込むかが問題になる。思想的基盤としては、通常指摘される二民族一国家 (bi-national state) のほかに、リベラル・デモクラシーの追求の結果、個人の権利が尊重され、「全市民の国家」として単一国家が形成されるという考え方もある。国家の形態としては、統合の度合いとして、単一の主権国家を想定するものから、パレスチナとイスラエルの連邦国家、または連合を想定するものまでである。

詳細な議論は後に譲るとして、ここでは以下で議論の対象としないもの、また連邦・連合案における本稿での区別について述べておきたい。

まず一国家案の類型の中で本稿では扱わないものであるが、一国家案として上記で触れたのは基本的にイスラエル人とパレスチナ人の共生を目標とするものである。これに対して、過去の提言の中には、人口の強制的な移動を促すことにより、民族的に均質な状態を達成しようというものもある。具体的には西岸地区およびガザ地区 (ユダヤ側の呼称ではユダとショムロン) におけるパレスチナ人の居住を否定し、イスラエル・アラブを排除することで、ユダヤ民族のみによる単一国家の形成を目指すものである。パレスチナ国家はシナイ砂漠に作ればよい、とするエフィ・エイタン (Efraym Eytan)⁵⁾ の主張 (Shumuel 2004: 8) などがこの典型として指摘される。これは1948年戦争 (第一次中東戦争) について特に議論されてきた「トランスファー」の思想ともつながり、パペが民族浄化という言葉を当て

はめて非難しているのと同じレベルの問題を孕む(Pappe 2006)。本稿が意図するのは、イスラエルとパレスチナ双方の自決権の尊重と共生を可能にする国家案の検証であるため、本稿ではこうした提言については詳述しない。

次に連邦・連合案についてであるが、これにはイスラエルおよびパレスチナのみを対象とするものと、周辺諸国のヨルダン等を含むものがある。前者における連邦・連合案は、二民族一国家案に近似する性格のものもあり、行政レベルでの統合形態に差が見られるのみである。したがって、本稿では一国家案に含めて論じることとする⁶⁾。これに対して後者の連邦・連合案は、周辺国を含めた地域統合案であり、その意図としては上記のパレスチナ人の「トランスファー」に近いものもある。ヨルダン川の西側の地域のみにおける統治形態を対象に論じているものではないため、本稿では前者の連邦・連合案とは区別して、次の節で概述を行う。

(3) 連邦・連合案 ～ヨルダン・オプションをめぐる二つの立場

現在のイスラエル、パレスチナ自治区に加え、地理的に隣接する周辺国を巻き込む形で国家の将来像を論じる案としては、ヨルダン、エジプト、シリアを対象に含めたものが挙げられる。このうちエジプトおよびシリアについては、ゴラン高原やガザ地区周辺など、境界線の変更をめぐるものであり、連邦・連合に関する提案ではない。境界線の変更の中には、一国家案でも議論の焦点となる入植地問題をめぐる提案⁷⁾もあるが(Shumuel 2004: 11)、基本的にはヨルダン川の西側の地域におけるイスラエルとパレスチナの二国家の成立をその前提においている。

5) イスラエル国会の元議員。2004年のガザ撤退を契機に閣僚を辞職・離党し、民族宗教党(後にアヒ党と改名)に移籍。エイタンはその後も同様の主張を続け、2006年9月には西岸地区からのパレスチナ人の追放と、イスラエル・アラブ議員のイスラエル政界からの追放を主張している。(http://www.ynetnews.com/articles/0,7340,L-3302275,00.html 2012年1月12日最終閲覧)。

6) 本稿で参照しているヘルツリア会議の資料(Shumuel2004)でも同様の分類がなされている。

これに対して、国家の編成をヨルダン川の西側の地域にとどめず、東岸（ヨルダン・ハーシム王国）も含めた地域統合の形で構想されたのが、いわゆるヨルダン・オプションである。基本的にはパレスチナ人の居住地をヨルダンと一体化させるというのがその趣旨だが、内容と意図には様々なパターンがみられる。

ヨルダン側からの公式な提案としては、1972年にヨルダン国王フセイン・ブン・タラール（以下、フセイン国王）が提案した統一王国案、および1985年にフセイン国王とPLO議長ヤーセル・アラファートとの間で協議された連合案が代表的なものとして挙げられる（Shumuel 2004: 60）。これらは、ヨルダン・ハーシム体制を共通の中央政府として戴きながら域内にパレスチナ政体を含める連邦制、またはヨルダンとパレスチナとの政治的・行政的連合を目指すものだった。ヨルダンにとっては西岸地区に対する歴史的な領土的野心を満たす意味がある。しかし、とりわけ連邦制は、1974年のラバト会議でアラブ諸国により承認されている「PLOが全パレスチナ人を代表する唯一正統な組織である」との原則に抵触する。そのためこれらの提案は、いずれもPLOが敗戦により拠点地を失い政治的影響力を深刻に減退させていた時期に浮上してきた（Aruri 1985: 883）。

ヨルダン側からのこれらの提案は、ヨルダン川の東岸と西岸地区を統合し、西岸地区在住のパレスチナ人の権利を一定程度であれ実現することを目的に含めたものだった。これに対してイスラエル側が主張する提案では、全く異なる意図が込められている。そこでは「ヨルダンすなわちパレスチナ」との立場がとられ、パレスチナ人のヨルダン川東岸への移動を促し、ヨルダンをパレスチナ人の国とみなすことが想定されている。通常はこち

7) イスラエルの入植地をパレスチナが認める代わりに、エジプトがガザ地区の南西部をパレスチナ側に譲り、イスラエルはエジプトにネゲブ地方の西部を譲る、という内容。ヘブライ大学名誉教授で地理学者のYehoshua Ben Arieが主唱者。提案の詳細については下記を参照（<http://www.isracast.com/article.aspx?ID=536&t=Gaza-Territorial-Solution> 2012年 1月12日最終閲覧）。

らをヨルダン・オプションと呼ぶことが多い。

イスラエルの政治家の中ではイツハク・シャミール、アリエル・シャロンがこのヨルダン・オプションの支持者で知られる。とはいえシャロンは必ずしもこれを明確な政治方針として示したわけではない。オスロ以降の和平交渉後、これを改めて明文化したのは、2002年に提示されたイスラエルの国会議員ベニー・エロン (Binyamin Elon)⁸⁾ による「和平への正しい道」提案であった。

エロンはこの提案で、西岸地区とガザ地区をイスラエルが正式に併合し、パレスチナ難民キャンプを閉鎖することを主張している。パレスチナ自治政府は解体され、西岸地区とガザ地区に住むパレスチナ人はヨルダンの市民権をもち、ヨルダンへの移動が促されるというのが案の概要である (Shumuel 2004: 61)。ヨルダン政府側の意向を完全に無視したこの提案は受け入れられるはずもなく、公式の交渉の場面には上らなかったが、エロンはその後、この提案を修正し「イスラエル・イニシアチブ」の名前で組織している⁹⁾。

以上、パレスチナとイスラエルをめぐる将来的な国家像について議論されてきた類型を概観してきた。以下ではなかでも特に一国家案に焦点を当て、主張の背景や中身を詳しく検討していく。

2. 一国家案をめぐる論争の復権

(1) 論争の歴史 ～イスラエル建国以前の議論

1948年戦争（第一次中東戦争）をめぐる議論で「新しい歴史家」のひと

8) 西岸の入植地ベイト・エルに住むラビでイスラエル国会議員。モレデット党、後に民族連合に所属。レハバム・ゼエビ (Rehavam Zeevi) 観光相暗殺後の後任を務める。

9) イスラエル・イニシアチブの詳細は以下を参照。(http://www.israelinitiative.com/rewritrue/language-he_IL/Index.aspx 2012年1月15日最終閲覧)。

りとして注目を浴びたベニー・モリスは、近刊著でイスラエルとパレスチナについての一国家案と二国家案の歴史をまとめている (Morris 2009)。その動機は、ここ数年の間でイスラエルとパレスチナの将来的な国家像をめぐる議論が高まり、なかでも「一国家案の再登場」(第一章タイトル)がみられるからだという。その背景をさらに探るなら、2000年の第二次インティファダの開始により、オスロ以降の和平交渉の失敗が浮き彫りになったことの影響が指摘されよう。二国家案を基軸として続けられてきた交渉の座礁は、その前提にむしろ問題があったためではないか、という視座を与えたものと考えられる。

自身を明確にシオニズム支持者と自認するモリス自身は、一国家案の支持者ではない。むしろ本書は「一国家案がイスラエル建国以前から提案されていたにも関わらず、アラブ側(パレスチナ側)の同意を得なかったために、いかに失敗してきたか」を論じた内容といえる。だがそこで挙げられている一国家案の歴史は、とりわけ建国以前の議論を知る上で参考になる。

近年の議論が「再登場」と称されるように、一国家案の歴史自体は新しいものではない。1930年代には一国家論者として、マルティン・ブーバーやユダ・マグネス (Judah Magnes) ら思想家をはじめ、ブリット・シャローム (Brit Shalom)、ハ=ショメル・ハ=ツァイール (Hashomer Hatzair) などの組織が一国家案を支持する運動を展開した (Morris 2009)。また政党としてはイスラエル共産党やマパム党が、当初はアラブ人労働者とユダヤ人労働者の共闘を謳った。だがその構想は、そもそも「ユダヤ人国家」の創造を唱えるシオニズム運動とは相容れず、ユダヤとアラブの間での民族的な立場の違いが党内で克服されず、分裂を招いた(奥山 2002: 191-197)。

当時の議論はシオニズム運動による入植に際して、英国委任統治領パレスチナで多数派を占めるアラブ人をどうするか、という立場から展開された。すなわちユダヤ人国家の建設というシオニズムの理想と、現実そこにいるアラブ人に対する処遇という問題の狭間で、ひとつの解決の指針と

して提示されたのが一国家案だった。議論に錯綜はあったものの、「シオニズムはアメリカの『民主主義』の理念を実現するものである」と考えるアメリカ・シオニストにとっては、二民族一国家という解決は都合の良いものとして捉えられていた。つまり一国家案は、理想的解決策として議論の対象とされていたといえるだろう。

(2) 復活した一国家案論争 ～理想と脅威の狭間で

これに対して近年の議論の「再登場」では、一国家案は必ずしも理想的解決として提示されているわけではない。むしろ建国から60余年を経たイスラエルでは、一国家案はイスラエル国家の終焉を意図する脅威として、強い拒絶反応が示される¹⁰⁾。パレスチナとの和平を支持し、占領地におけるパレスチナ人の人権侵害を告発するイスラエルのNGOや左派の多くも、二国家案への支持を基本とする。その理由は、1) 一国家案が「ユダヤ人国家」というシオニズムの前提を無視しており、また2) 実際の人口比でもパレスチナ人(非ユダヤ人)が多数派の国を、実現してしまう可能性が高いからである¹¹⁾。それはすなわち、従来のイスラエル国家のあり方に大きな変革を強いられ、存在を脅かされる選択肢のように思われるのだろう。

そのため近年の一国家論者には、パレスチナ人、もしくはユダヤとパレスチナのどちらにも帰属しない外国人の主張が目立つ。なかでも比較的早

10) 一国家案を「脅威」として解説するウェブサイトとしてReut Instituteによる2004年の記事を参照 (<http://www.reut-institute.org/en/Publication.aspx?PublicationId=346> 2012年1月16日最終閲覧)。

11) パレスチナ中央統計局によると、2008年の時点で、パレスチナ自治区内の人口は約382万人、イスラエル領内(1948年戦争によるイスラエル占領地域)に住むパレスチナ人の人口は約120万人となっている (http://www.pcbs.gov.ps/Portals/_PCBS/Downloads/book1553.pdf 2012年1月10日最終閲覧)。これに対してイスラエル中央統計局によると、同年の時点でユダヤ人口が552万人、キリスト教徒、ドゥルーズ、ムスリムを合わせると約150万人である (http://www1.cbs.gov.il/reader/shnaton/shnatone_new.htm?C Year=2010&Vol= 61&CSubject=2 2012年1月17日最終閲覧)。つまりイスラエル領およびパレスチナ自治区を合わせた全域で考えるなら、ユダヤ対非ユダヤ人口の対比は、552:502、もしくは552:532という拮抗した数字になる。

い時期から一国家案を唱え、注目を集めたのはエドワード・サイードであった。オスロ合意に始まる和平交渉に当初から反対であった彼は、1999年のニューヨーク・タイムズ紙上で「真の平和はイスラエルとパレスチナの二民族一国家としてのみ、もたらされる」と断言してみせた (Said 1999)。

イスラエル人による上記1)の懸念を理解した上で、サイードは「この問題は、シオニズムの思考様式の中では解決がなく、彼ら〔シオニスト〕¹²⁾はそれを知っている」と述べる。この指摘は、オスロ以降の交渉が暗礁に乗り上げ、第二次インティファダの勃発により終止符を打たれるまさに前の年になされた。こうした状況下では「私たちを押し付け合わせてきた土地を共有すること、それも真に民主的なやり方で、互いの市民に対して平等な権利を認め合いながら共有することを話し始める以外に、いまや途はないように私には思える。」というのがサイードの意見である (Said 1999)。

土地の共有、相互の市民権の尊重、という考え方には、エルサレム出身の名望家であったファイサル・アル＝フサイニーが述べた「私たちのエルサレム」という言葉と重なる面がある。フサイニーと同世代の友人であったハンナ・シニオラは、これを彼が作った言葉として、以下のように語ったエピソードを想起する。ユダヤ人が『私たちのエルサレム』と呼ぶときイスラエル人とパレスチナ人を意味し、アラブ人が『私たちのエルサレム』と呼ぶときパレスチナ人とイスラエル人を意味する、そんな日がいつかきつと来る (Siniora 2010)。フサイニーが共生の夢を託したエルサレムは、イスラエルとパレスチナの双方が首都と主張し譲らない、いわば両者にとっての領有権争いの象徴だ。

12) [] は筆者による加筆。

3. 一国家案の根拠と方策 ～合理性とシティズンシップ

(1) 「合理的」な選択としての一国家案

サイドの文章が論争の皮切りとなった背景には、二国家案の限界を明確に指摘したという画期性の他にも理由がある。それは一国家案を論じるにあたって、サイドが後に同様の議論のポイントとなる主要な二点を踏まえていたことである。

第一の点は、一国家案を選択すべき理由として、それが「合理的である」¹³⁾ という説明の仕方である。これには二通りの根拠があり得る。ひとつは現状追認型であり、ふたつめは問題解決型、とここではひとまず呼んでおこう。前者の場合、イスラエルによる占領が長い場所では六〇余年におよぶ現在、イスラエル人とパレスチナ人の生活空間が極めて緊密に交錯している、という事実の指摘に基礎を置く場合が多い。こうした現実には既に時計の針を逆に戻すのが困難なレベルに達しており、そのために現状を反映した形で解決案を考えるのが合理的である、との説明である。

サイドはこのひとつめの立場をとり、「分離」の不可能性という形で表現している。すなわち現状では、イスラエル人とパレスチナ人が密接により合わさって生活しているために、「明確な分離は端的に起こりえないし、起こらないだろう」という考えである¹⁴⁾ (Said 1999)。

同様の主張はラシード・ハーリディー¹⁵⁾ にもみられる。2011年末にイスラエル紙ハ＝アレッツに掲載されたインタビュー記事の冒頭で、彼は「二国

13) 本稿でこれを「合理的」と呼ぶのは各論者の主張を概括したもので、「一国家案が合理的である」という趣旨の筆者自身の価値判断を示すものではない。

14) ただし実際に実現したひとつの分離形態としては、イスラエルがグリーンラインよりパレスチナ側に食い込む形で建設した分離壁の存在が指摘される。サイドがこの記事を書いたのは、シャロン政権下で分離壁の建設が進み始める2003年以前の話であり、彼の想定を超えて分離が進行してしまったといえよう。

15) コロンビア大学教授、現代アラブ研究歴史学。主著に『パレスチナ・アイデンティティ』(Khalidi 1997) 等。

家案が望ましいというなら、どうすれば四〇数年の過程を逆もどりさせることができるのか、教えて欲しい」と述べる。他の論者と同様、主としてイスラエルによる入植地建設の進行を念頭においたもので、ハーリディーはこれを「入植地産業複合体 (the settlement-industrial complex)」と呼ぶ (Shalev 2011)。入植者ばかりでなく、政府や企業など実際には入植地とは別の場所に住む人々も、入植地建設をはじめとするパレスチナの支配によって、生計を立て利益を得ているという、その構造自体が問題なのだ、というのがその指摘である。こうした現状追認は、必ずしも現状を肯定的に評価しているものではない。だが受け入れ難い現実と比較しても、二国家案はさらに実現の可能性の低い構想だ、との評価がそこに含意されている。

これに対して、ふたつめの立場である将来的な問題解決、という点を強調するのはトゥトゥンジらによる議論である。彼らは二民族一国家の実現が、パレスチナ人の権利の要求や、エルサレムを含めた全パレスチナの土地へのアクセス、またパレスチナ人のイスラエル労働市場等への参加の可能性を開くためには望ましいと述べる。二国家案は、一時的な通過地点としては否定しないものの、自活可能な国家として確立する上では「パレスチナ独立国家の追求は合理的な選択ではない」というのが彼らの立場である (Tutunji and Khalidi 1997: 46)。

(2) シオニズムへの挑戦

ふたつめの立場をとりつつ、問題解決の理想像をパレスチナの過去のあり方に見出すのは、アブー・ニマーの議論である。彼はイスラエル建国以前のパレスチナにおいて、イスラーム教徒とユダヤ教徒、キリスト教徒が共存していた状況を指摘し、そうした状況の復元を望ましいあり方と指摘する (Abunimah 2006)。こうした過去への回顧を将来像に結びつける考え方は、知識人よりもむしろ一般のパレスチナ人との会話の中で頻繁に見出すことができる。筆者がヨルダン、レバノン、パレスチナ自治区で行ってきたパレスチナ難民を対象とする聞き取り調査のなかでは、とりわけ年配

のナクバ¹⁶⁾を知る世代を中心に、次のような言葉が繰り返される場面に何度も遭遇した。「自分たちはユダヤ人と一緒に住むことには問題がない。イスラエルができる以前は、一緒に暮らしていたじゃないか」¹⁷⁾。ここで言及されるユダヤ人とは、シオニズムによりパレスチナへ移住したユダヤ人ではなく、それ以前から居住していた人々のことを指す。宗教としてのユダヤ教と、それを民族とみなし入植を進めるシオニズムとの区別が、この主張の中では明確にみられる。

同様に「合理性」という立場をとりながら、思想的な点からもシオニズムに真っ向から挑戦を挑んだのはトニー・ジャットである (Judt 2003)。The New York Review of Booksに掲載されたエッセイの冒頭で彼は、「ユダヤ人国家という考え方自体が」違う時代と場所に根拠をおいており、端的に「時代錯誤である」という挑発的な言葉を述べる。続いてイスラエルの内政批判を多く含む内容は、読者から激しい反発を招き、編集部には抗議の手紙が殺到したという。

だが本稿においてジャットの論述が重要なのは、彼が数少ないユダヤ人として一国家案に合理性を見出しているという点である。「二国家解決案は、おそらく既に駄目になってしまった」と彼が述べる理由は、あまりに多くの入植地があり、ユダヤ人入植者、パレスチナ人がいまや有刺鉄線に遮られながらも共に住んでおり、現実の地図は「ロード・マップ」¹⁸⁾が示す地図とは全く異なっていることだ。「入植者の多くは移動する〔入植地の撤退〕くらいなら死ぬ—そして殺す—ことを選ぶだろう」し、撤退を強行できる政治家は今のイスラエルには存在しない、というのが彼の

16) ナクバ (nakba) とはアラビア語で大災厄を意味し、パレスチナ人の間では1948年のイスラエル建国前後に起きた故郷からの追放を指して用いられる。

17) アブー・ニマーによる同様の記述に対しては、モリスが反論を加えている。いわく、1920年代から30年代にかけて、実際にはパレスチナ・アラブはユダヤ人を繰り返し虐殺しており、「ムスリムの隣人によってユダヤ人が保護された」のはごく一部の例外に過ぎないという主張である (Morris 2009: 18)。

18) 2003年にアメリカを中心とするカルテット (アメリカ, ロシア, EU, 国連) の仲介で始まったイスラエル・パレスチナ間の和平交渉。

分析である。こうした現状を迫認するなら、合理的な案は「民族浄化された大イスラエル」か「ユダヤ人とアラブ人、イスラエル人とパレスチナ人による統合された二民族一国家」かということになるだろう、とジャットは述べる。

(3) 階層的シティズンシップと一国家案

それでは一国家はどのように実現され得るのか。この点について、一国家案をめぐる議論の共通の土台として確立しつつあると思われる第二のポイントは、シティズンシップ¹⁹⁾への言及である。先に触れたサイドも「シティズンシップという考え方と実践が（中略）共生のための主要な手段」と述べており、他の近代国家と同様に「イスラエル・ユダヤ人とパレスチナ・アラブ人に同じ権利と資源が与えられること」が必要だとしている（Said 1999）。基本的な要素として、シティズンシップ（市民権）とナショナリティ（民族性）²⁰⁾が区別され、またシティズンシップと居住権（residency）が区別され、それらをいかに体制に組み込むかの検討を通して共生可能な国家を実現しようという考え方である。

国家の構成員として多様なナショナリティの住民が含まれ、それぞれに対して異なるレベルのシティズンシップが与えられる、という発想は、イスラエルの政治・社会学者の間では新しいものではない。一国家案支持者ではないが、イスラエル社会の性格の変化を経済発展との関連で歴史的に分析したペレドとシャフィールは、イスラエル社会が階層化されたシティズンシップ（stratified citizenship）により成立していると分析する。すな

19) シティズンシップおよびナショナリティはともに国籍、または市民権を指す言葉として同様に用いられることが多いが、本稿ではナショナリティを民族性、または制度としての国籍を指す言葉として捉え、市民の権利を意味する言葉としてシティズンシップを使用する。

20) ここで「民族」と訳出しているのは、それぞれパレスチナ、ユダヤのことである。前者は広範なアラブ民族の、うちの土地に基盤を置く一集団（qawn）としてのパレスチナを指し、後者はユダヤ教という宗教の信仰者を民族とみなすシオニズム思想に基づく民族定義としてユダヤを指し、それぞれ独特の背景を有する。

わち、上位から下位に向けて、アシュケナジーム（東欧系ユダヤ人）、ミズラヒーム（中東系ユダヤ人）、市民としてのパレスチナ人（イスラエル・アラブ²¹⁾）、市民ではないパレスチナ人（西岸地区とガザ地区の住民）という4階層による構成である（Paled and Shafir1996: 397-405）。同様に階層化されたシティズンシップについて論じるイフタヘルは、これを「エスノクラシー」として批判する（Yiftachel 2002）。これらの議論で注目されるのは、分析の対象に、イスラエル領²¹⁾だけでなく西岸地区とガザ地区も含まれていることである。すなわちシティズンシップというひとつの基準により、ヨルダン川の西側の地域全域が一体として分析の対象とされていることになる。

イスラエル国会議員の中で、シティズンシップに触れながら一国家案についての具体的提案をしたのは、イスラエル・アラブ議員アズミ・ビシャーラであった。彼の議論では、ベルギーをモデルにした単一の二民族一国家が理想とされ、パレスチナとイスラエルがそれぞれ独自の議会をもつとされる。二つの議会に対しては更に上位の議会が設けられ、居住権やパスポート・コントロールなどの調整が行われる。こうしてシティズンシップとナショナリティを分離することにより、民主的なひとつの国家が実現できる、というのが案の趣旨である（Shumuel 2004: 56）。

ビシャーラの言動は本提案に限られず、イスラエル・アラブおよびイスラエル国会や社会に強いインパクトをもたらした。だが交戦国のレバノン訪問をはじめ過激な行為が政治的に問題とされた彼は現在、議員資格を剥奪され国外に亡命している。

（4）イスラエルの市民権と一国家案

シティズンシップをめぐる上記の議論の中でイスラエル・アラブの存在が頻繁に言及され、一国家案の提示主体としてイスラエル・アラブの国会

21) 1948年戦争によるイスラエルの占領地域。現在のイスラエル国籍保持者の主な居住地。

議員が先陣を切ったのは偶然ではない。二国家案を基軸とするこれまでの和平交渉の中で、彼らは将来成立すると想定されてきたイスラエル国家とパレスチナ国家の中間の曖昧な立場におかれ、なおかつ真剣な検討の対象外とされてきたからだ。パレスチナに出自をもちながら、現在の生活基盤はイスラエルにある彼らが、パレスチナ国家ができた場合にどちらに帰属するかというのは、国家の本質に関わる問題である。帰属とはすなわち、当事者のアイデンティティの問題であると同時に、イスラエルが追求する「ユダヤ国家」というイデオロギー、またパレスチナにとっての国民の定義にも関わってくるからだ。2011年に提出されたパレスチナ自治政府による国連への国家としての正式加盟申請は、それをめぐる反応から様々な政治的立場や意見の違いを伺う機会となったが、同時期にエルサレムに滞在した筆者の観察の限りでは、当事者であるイスラエル・アラブの多くは、実利的な理由からイスラエルに残ることを求める傾向が強いように伺われた²²⁾。

実利的理由でのシティズンシップとナショナリティの分離、という意味では、エルサレム在住のパレスチナ人もイスラエル・アラブに近い立場に置かれている。彼らはイスラエル・アラブとは異なり、国政への投票権など完全なイスラエルの市民権をもつわけではない。しかしイスラエルが首都と主張するエルサレムに居住するため、他のイスラエル領への移動の自由など、イスラエル市民に近い一定の権利が認められている²³⁾。パレスチナ国家の統治下に入ることは、彼らにとってイスラエル政府が特別に認めるこれらの特権を失うことを意味する。

エルサレム在住のパレスチナ人であるサーリー・ヌセイバは、こうした立場に立脚してか、国連加盟申請のその年に『パレスチナ国家は何のため

22) 2011年9月前後のエルサレムで複数の聞き取り調査より。同年12月14日にヘブライ大学トルーマン研究所で開催されたアズィーズ・ハイデルの報告では、自身がイスラエル・アラブである報告者より同様の指摘がなされた。

23) これに対して西岸地区およびガザ地区のパレスチナ人は、イスラエル領内へ移動する際に特別な許可をとる必要がある。

に」という挑戦的な題の本を出した (Nusseibeh 2011a)。彼にとってパレスチナの旗やパスポートは自由の象徴でしかなく、実際に享受できる権利のほうがもつ価値は大きいという。政治的に圧倒的優位に立つイスラエルに対して、パレスチナ人が権利を確保するために、彼が提案するのは、次のような国家像である。すなわち「イスラエルが占領地〔西岸地区とガザ地区〕を公式に占領し、拡大したイスラエル国家の中でパレスチナ人はその国がユダヤ国家であり続けることを認める。その代わりにパレスチナ人は市民的権利としてのシティズンシップを全面的に認められる〔政治的権利は除く〕」というものである (Nusseibeh 2011a: 8-14)。

「ユダヤ国家」の承認という条件への言及は、彼が長年にわたってイスラエルの左派と話し合いを重ねてきたことによる経験知が反映されたものといえるだろう²⁴⁾。これによって、シオニズムにとって譲れない最後の一线を尊重する立場をとるからだ。しかし、独立国家としてパレスチナの主権を求めるパレスチナの政治組織や、イスラエルによる占領に対して抵抗運動を続けてきた大半のパレスチナ人にとって、ヌセイバのこうした提案はとうてい受け入れ難いものであると想像される。

(5) 連邦・連合案と一国家案

民族自決と単一国家の形成は両立不可能なのか。この問いに対して、民族自決そのものの概念の再考を促しつつ選択肢を提示したのは、冒頭でも触れたヤングである。彼女は議論のなかで、自決権に対する考え方を、「非干渉モデル (non-interference)」と「非支配モデル (non-domination)」とに分類し、隣り合った集団間で政治的紛争がある場合は後者のほうが望ましいとする。オーストラリアやアメリカの先住民の例を見ても、先住民は多文化主義に基づく文化的自治のみで満足することはなく、土地や資源の使用も必要とするからだ (Young 2005: 142)。「非干渉モデル」において自

24) ただしこの点については、彼は後にやや修正的な考えを公表している (Nusseibeh 2011b)。

決権は、他者による主権の主張を排除するため、こうした要求については対立が生まれる。またこのモデルでは、マイノリティが同じ社会の中でマジョリティによる支配にさらされても、内政不干渉の原則によって支配は事実上、正当化されてしまう (Young 2005: 145)。

これに対してヤングが提案するのは、「非支配モデル」である。こちらのモデルでは民族自決は自治とほぼ同じ状態を意味し、支配の回避が求められる。自決を追求する各政治主体は、他の政治主体への尊重と協力を保つ範囲で目的の追求を図り、ともに直面する課題に対しては協議によって解決を試みる。空間的、経済的、環境的に相互に依存した状況下において、「非支配モデル」の自決権が想定するのは、それぞれが自決権をもつ政治主体間の共同統治である。具体的には、連邦制がその自然な帰結と考えられる (Young 2005: 146-147)。

こうした理論モデルをパレスチナとイスラエルに当てはめて考える上で、ヤングは現状とは異なる政治体制のあり方を、次の三通りに概念化して見せる。すなわち、(1) 二つの分離した主権国家 (2) 地域内に一つの世俗的個人主義的国家 (3) 自決権をもつ政治主体間の連邦制、である (Young 2005: 150)。

(1) は上述の二国家案に相当するものである。ヤングは基本的に「パレスチナ国家の樹立を支持する」ものの、それは入植地建設によるパレスチナ側の領土の不連続や、経済的相互依存、イスラエル・アラブや難民をめぐる問題などのため、現状では困難であるとする。

(2) の選択肢は、国家の構成員全員に個人として平等な権利を認めるもので、単一の世俗国家の形成を提案する。言い換えるなら、リベラル・デモクラシーの追求の結果、当該地域に住むすべての個人の権利が尊重され、「全市民の国家」として単一国家が形成されるという考え方といえよう。だがそこでは、ユダヤやパレスチナなど特定の集団に対して自決権を認めておらず、集団としてのアイデンティティや、ナショナルな歴史、文化の公的な認知を求める動きに対立する。「ユダヤ人国家」としてのイスラエルを

求めるシオニストにとっては、これは忌まわしき提言である。

こうして最後に残される選択肢は、二民族による連邦制国家ということになる。ユダヤ人、パレスチナ人、もしくはより細分化されたローカルな単位で構成される政治主体は、それぞれ政治的、文化的自治を営む。各政治主体間の関係は、連邦レベルで常に調整され、いずれかの主体が支配的な力をもつことを防ぎ、協力と規模の経済による利益を促進する。そこではエルサレムの共同管理や、ユダヤとパレスチナそれぞれのローカルな自治区を結ぶ都市連邦のようなものも想定可能である（Young 2005: 151-154）。

ヤングのこの議論は、イスラエルとパレスチナの間の具体的な和平案や政策に直接結びつく形で提示されてはいない。だが上記のような議論は、民族自決という原則そのものへの柔軟な理解を可能にし、民主的制度の一形態として共生の可能性を提示してくれる。また一国家という場合にも、単一の主権国家には限られず、連邦制や連合など複数の政治主体間で統合や協力関係を築くことが可能である、という指摘は示唆に富むものといえるだろう。

おわりに

本稿ではイスラエルとパレスチナの間でこれまで提示されてきた国家像について、議論の俎上に挙げられてきた様々な考え方を整理し、全体の見取り図を示すことを試みた。1990年代以降の中東和平交渉の過程では、もっぱら二国家案ばかりが議論と選択の対象とされてきた。しかし、それ以前の時期や外交以外の場面では、より多様な考え方やプランが提示されてきたことが、以上の議論からは読み取れるだろう。

境界線、入植地、難民問題、資源の分配など、紛争当事者間の交渉で解決が求められている課題は多数存在する。個々の課題については、現状が抱える問題点や、可能な対処法、取り組む体制など具体的な検討が必要と

なる。これに対して国家像は、それらを含み込む最終的な方向性を示すものだ。いくつの国が作られ、どこに誰が住み、誰が政治的意思決定の権利を与えられるのか、誰にシティズンシップが与えられるのか。抽象的にも思えるこうした議論を、本質に立ち返って再考する手がかりを作るのが、本稿の目的ともいえる。

二国家案は、オスロ合意やロード・マップなど国際社会を仲介にした交渉の枠組みとして機能し、また当事者間の非公式な代表のレベルでも検討がなされてきた。だが交渉は停滞し、行き詰まりを指摘する声が強くなってきている。西岸地区とガザ地区在住のパレスチナ人の移住を促すことにより、ユダヤ民族による一国家の達成を唱える者もいるが、その過程には人道的に問題があり、提案は修正を迫られている。ヨルダンとの連合・連邦案は、フセイン国王の時代に何度か提案されてきたが、現在のアブドゥッラー二世国王になってからは鳴りを潜めている。「アラブの春」で大きな抗議運動が起きたヨルダンにおいて、国内のパレスチナ人の存在は既に深刻な不安定要素となっており²⁵⁾、今後しばらくの間、ヨルダン側からこのオプションが検討される可能性は低いといえるだろう。イスラエル側からは、魅力的な選択肢としてしばしば言及されてきたヨルダン・オプションだが、現在では「イスラエル・イニシアチブ」のほか目立った議論はうかがわれない。

こうした他の選択肢がそれぞれ問題を抱える中で、論争として2000年前後より新たな盛り上がりを見せてきたのが一国家案である。古くて新しいこの発想は、とりわけイスラエル側からは理想論として一蹴されてしまうのが大勢の反応である。一国家になった場合、人口比の関係で、「ユダヤ人国家」というシオニズムのイデオロギーが正面から否定されてしまうから

25) ヨルダンにおける「アラブの春」の抗議運動では、2011年2月にパレスチナ出身の王妃ラニーヤに対する名指しの批判も起こり、政府が即座に批判の内容を否定するという場面もみられた。国内で既に多数派を占めるといわれるパレスチナ出身者と、ヨルダン出身者を国民として統合することは、現政権の大きな課題である（錦田 2011）。

だ。パレスチナに対する占領政策を人道的立場から非難する左派のイスラエル人でも、一国家案を支持する者は少ない。だが現実を見れば、入植地の建設拡大によりユダヤ人口は既に西岸地区の全土にわたって入り込んでいる。東エルサレムやイスラエル領では、すでにイスラエルの市民権を一定程度取得したパレスチナ人が、イスラエル・ユダヤ人と共生しているのであり、一国家は案ではなく既に実現している、と捉える主張も多くみられるようになってきた。問題はこれをどのような形で制度化し、多くの人に受け入れられる案として提示するかであるが、この点については既に、イスラエル・アラブを中心としたイニシアチブにより、国際的な連帯運動が始まっている²⁶⁾。

本稿はイスラエルとパレスチナの国家像をめぐる従来の論争をまとめ、なかでも一国家案に焦点を当て、議論の要点とそれぞれの論者の立場を提示する形式をとった。そのため各論に対する筆者自身の意見については詳述していない。だが構成から明らかなように、筆者の関心はおもに一国家案の可能性にあり、なかでも民主主義とシティズンシップのあり方としてユダヤ（イスラエル）とパレスチナの関係を見直すことにある。この点については本稿では触れきれなかった多くの理論や論考があるが、それらを踏まえた分析は別稿に譲ることにしたい。

26) 運動の一例としては、One democratic State (<http://onedemocraticstate.org/> 2012年1月19日最終閲覧) など。同組織のアーカイブ・サイトからは、ダラス、シュトゥットガルト、ハイファ（以上2010年）、ボストン（2009年）、ロンドン、マドリード（2007年）等が出された一連の声明の全文を見ることができる。

〈参考文献〉

- 池田明史 (2004) 「ジュネーブ「合意」提案とパレスチナ情勢」中東協力センターニュース2003・12／2004・1, 50-54頁
- エドワード・サイド, デーヴィッド バーサミアン (2005) 中野真紀子訳『ペンと剣』ちくま学芸文庫
- エドワード・W・サイド (2008) 『収奪のポリティックス——アラブ・パレスチナ論集成1969-1994』, 川田潤ほか訳, NTT出版
- 奥山真知 (2002) 『イスラエルの政治文化とシチズンシップ』東信堂
- 錦田愛子 (2011) 「ヨルダン・ハーシム王国におけるアラブ大変動の影響：内政と外交にかかわる政治・社会構造および直面する課題」酒井啓子編『アラブ大変動』を読む：民衆革命のゆくえ』東京外国語大学出版会, 159-182頁
- Aruri, Naseer (1985) “The PLO and the Jordan” *Third World Quarterly*, 7-4, 882-906
- Abunima, Ali (2006) *One Country: A Bold Proposal to End the Israeli-Palestinian Impasse*. New York: Metropolitan Books, Henry Holt.
- Judt, Tony (2003) “Israel: The Alternative.” *New York Review of Books*, 23 October (available on <http://www.nybooks.com/articles/archives/2003/oct/23/israel-the-alternative/>)
- Khalidi, Rashid (1997) *Palestinian Identity: The Construction of Modern National Consciousness*. New York: Columbia University Press.
- Morris, Benny (2009) *One State, Two States: Resolving the Israel/Palestine Conflict*. New Haven and London: Yale University Press.
- Nusseibeh, Sari (2011a) *What is a Palestinian State Worth?* Cambridge, Massachusetts, and London: Harvard University Press.
- Nusseibeh, Sari (2011b) “Why Israel can’t be a ‘Jewish State’” 30 September 2011, distributed by the mail list of the al-Quds University.
- Pappe (2006) *The Ethnic Cleansing of Palestine*. London: Oneworld.
- Peled, Yoav and Gershon Shafir (1996) “The Roots of Peacemaking: The Dynamics of Citizenship in Israel, 1948-93” *International Journal of Middle East Studies*, 28-3, pp.391-413.
- Said, Edward W. (1999) “The One-State Solution,” *New York Times*, 10 January 1999.
- Shalev, Chemi (2011) “Leading Palestinian intellectual: We already have a one-

- state solution" *Ha'aretz*, 5 December 2011.
- Shmuel, Bar (2004) *Israeli-Palestinian Peace Plans*, Herzliya : IDC Herzliya
- Siniora, Hanna (2010) "Our Jerusalem," *Common Ground News Service*, 22 July 2010.
- Tutunji, Jenab and Kamal Khalidi (1997) "A binational state in Palestine: the rational choice for Palestinians and the moral choice for Israelis" *International Affairs*, 73-1, pp. 31-58.
- Yiftachel, Oren (2002) "The Shrinking Space of Citizenship: Ethnocratic Politics in Israel" *Middle East Report*, 223, 38-45.
- Young, Iris Marion (2005) "Self-determination as non-domination: Ideals applied to Palestine/Israel" *Ethnicities* 5-2, 139-159.

Rethinking One-State Solution for Palestine/Israel
—Debate about the State Vision and Citizenship

Aiko NISHIKIDA

《Abstract》

The purpose of this paper is to compare the visions of the future states for Palestine and Israel, to sum up the plans about each vision, and to evaluate the possibility of their achievement. Basically there are three types of plans for the states in this conflict, such as; one-state solution, two-state solution, and federation/confederation. Both Palestinian and Israeli sides have pivotal proponents, and the third party as well – among others Jordan – is involved as a part of the plans at times. The one-state solution has been considered as the idealistic plan which is far from reality especially from Zionists. However, since the backset of the peace process, there are serious reviews about the one-state solution. The proponents insist that the plan is practical rather than ideal, based on the current reality of occupation by Israel. The sovereignty among the multi-national population can be achieved through stratified citizenship which had already been in practice in Israel. At the initiative of the Palestinians in Israel – so-called Israeli Arabs – the speculation reflects the wide variety of plans and stipulates flexible ways of thinking about the future vision of the states for Palestine and Israel.